

市庁舎耐震補強・増築・改
修工事にかかる工事請負契
約に関する調査特別委員会
調 査 報 告 書

彦 根 市 議 会

平成 30 年 (2018 年) 8 月 22 日

目 次

I 市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員会について	1
1 特別委員会設置までの経緯	1
2 特別委員会の委員	1
3 調査事項	2
4 調査権限	2
II 調査の経過	2
1 調査にあたって	2
2 委員会の開催状況	3
3 委員会協議会の開催状況	4
4 記録の提出	7
5 証人尋問	7
III 調査結果	8
1 調査結果の概要	8
2 証言内容について	9
3 調査で明らかになったこと	13
4 調査項目に関わる問題点について	14
IV 委員会からの意見・提言	15
V 委員会としての反省点	15
VI その他	16
1 各委員から出された意見等	16
2 調査経費	17
3 傍聴者数	17
4 添付資料	18

I 市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員会について

1 特別委員会設置までの経緯

彦根市役所本庁舎の耐震化と併せて増築等を行う本庁舎耐震化整備事業について、平成 29 年 6 月定例会において、市長から提出された工事請負契約の締結に係る議案を議決し、その後工事が進められてきた。

平成 30 年 1 月 24 日に開催された市議会全員協議会において、市長から契約が当初の仕様書から一部工事を取りやめることなどを前提に締結されており、入札後に契約内容を変更して契約を締結したことが地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項の規定に違反すること、また、事業担当責任者である川嶋副市長の辞職について説明が行われた。

同年 2 月 2 日に開催された市議会全員協議会において、市長から事実経過の説明がされたが、全容解明には不十分な内容であり、別途集中的に審議すべきとの理由から市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約につき、地方自治法第 100 条の規定による事務の調査をするための特別委員会の設置についての提案が議員から出された。

そして、特別委員会を設置する決議を行うために、全議員が賛同する形で臨時会の招集を請求することとなり、同年 2 月 14 日に開催された平成 30 年 2 月臨時会において、市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約につき、地方自治法第 100 条の規定による事務の調査をするための特別委員会を設置する決議案が可決され、彦根市議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、特別委員会が設置されるに至った。

2 特別委員会の委員

委員長 西川 正義

副委員長 安藤 博 (平成 30 年 5 月 17 日まで)

八木 嘉之 (平成 30 年 5 月 17 日から)

委員 野村 博雄

杉原 祥浩

上杉 正敏

山内 善男

北川 元気

夏川 嘉一郎

長崎 任男

和田 一繁

辻 真理子

小川 喜三郎

3 調査事項

- (1) 市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約にかかる地方自治法施行令違反について
- (2) 市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約に関する疑惑について

4 調査権限

地方自治法第 100 条第 1 項および同法第 98 条第 1 項の権限

II 調査の経過

1 調査にあたって

- (1) 委員会開催に当たり、事前に協議会を重ね、調査の進め方について協議することとした。
- (2) 委員会の基本的な運営方法等に関する「市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員会運営要領」、および関係者から提出された記録の取扱い等に関する「市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員会に係る記録の取扱いについて」を定めた。
- (3) 委員会の運営に当たり、民事訴訟法を了知する必要があることから、滋賀弁護士会から推薦を受けた弁護士と顧問弁護契約を締結した。
- (4) 調査対象となる職員や業者について、委員が 2 人 1 組で担当を決め、詳細に調査した。
- (5) 関係者に記録の提出請求や証人喚問を行い、調査を進めた。

2 委員会の開催状況

日時・場所	議題
第1回委員会 平成30年4月9日 午前10時30分 ～午後0時3分 場所：大学サテライト・ プラザ彦根ABC教室	1 市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約 に関する調査特別委員会運営要領について 2 庁舎耐震化整備事業に係る事案の経過について 3 記録の提出について 4 その他
第2回委員会 平成30年5月14日 午前10時30分 ～午前10時37分 場所：大学サテライト・ プラザ彦根ABC教室	1 庁舎耐震化整備事業に係る事案の経過について 2 証人出頭請求について 3 その他
第3回委員会 平成30年5月22日 午前10時 ～午後5時20分 場所：彦根勤労福祉会館 4階大ホール	1 証人尋問について 2 その他
第4回委員会 平成30年5月23日 午後3時 ～午後4時48分 場所：彦根勤労福祉会館 4階大ホール	1 証人尋問について 2 その他
第5回委員会 平成30年7月11日 午後1時30分 ～午後3時6分 場所：鳥居本地区公民館 大会議室	1 市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約 に関する経過について 2 その他

第6回委員会 平成30年8月22日 午前10時 ～午前11時25分 場所：鳥居本地区公民館 大会議室	1 市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査報告書(案)について 2 記録の返還について 3 その他
---	---

3 委員会協議会の開催状況

日時・場所	議題
第1回協議会 平成30年3月1日 午後1時31分 ～午後3時8分 場所：議会会議室	1 これからの委員会の進め方について 2 その他
第2回協議会 平成30年3月8日 午後1時33分 ～午後3時48分 場所：議会応接室(本庁舎)	1 これからの委員会の進め方について 2 その他
第3回協議会 平成30年3月26日 午後2時31分 ～午後4時47分 場所：議会会議室	1 これからの委員会の進め方について 2 その他
第4回協議会 平成30年3月30日 午前9時37分 ～午後0時2分 場所：議会会議室	1 これからの委員会の進め方について 2 その他
第5回協議会 平成30年4月9日 午前9時30分 ～午前9時45分 場所：議会会議室	1 記録の提出内容について 2 その他

第6回協議会 平成30年4月9日 午後1時31分 ～午後2時22分 場所：議会会議室	1 これからの委員会の進め方について 2 その他
第7回協議会 平成30年4月18日 午前9時30分 ～午前10時45分 場所：議会会議室	1 提出された記録の取扱いについて 2 その他
第8回協議会 平成30年4月23日 午前9時30分 ～午前11時30分 場所：議会会議室	1 記録書類の内容確認について 2 これからの委員会の進め方について 3 その他
第9回協議会 平成30年5月1日 午前9時30分 ～午後0時20分 場所：議会会議室	1 証人尋問について 2 これからの委員会の進め方について 3 その他
第10回協議会 平成30年5月2日 午前9時30分 ～午前10時55分 場所：議会会議室	1 証人尋問について 2 これからの委員会の進め方について 3 その他
第11回協議会 平成30年5月11日 午前9時30分 ～午前10時35分 場所：議会会議室	1 証人尋問について 2 これからの委員会の進め方について 3 その他
第12回協議会 平成30年5月14日 午前10時47分 ～午前11時8分 場所：議会会議室	1 証人尋問について 2 これからの委員会の進め方について 3 その他

第13回協議会 平成30年5月17日 午後1時26分 ～午後2時12分 場所：議会会議室	1 証人尋問について 2 これからの委員会の進め方について 3 その他
第14回協議会 平成30年5月22日 午後5時45分 ～午後6時15分 場所：議会会議室	1 証人尋問について 2 これからの委員会の進め方について 3 その他
第15回協議会 平成30年5月23日 午後5時15分 ～午後6時20分 場所：議会会議室	1 証人尋問について 2 その他
第16回協議会 平成30年6月1日 午前9時 ～午前9時57分 場所：議会会議室	1 これからの委員会の進め方について 2 その他
第17回協議会 平成30年6月13日 午後3時42分 ～午後4時32分 場所：第2委員会室(本庁舎)	1 これからの委員会の進め方について 2 その他
第18回協議会 平成30年6月25日 午前9時30分 ～午前10時48分 場所：議会会議室	1 これからの委員会の進め方について 2 その他
第19回協議会 平成30年8月17日 午後3時30分 ～午後4時50分 場所：4D会議室	1 これからの委員会の進め方について 2 その他

4 記録の提出

提出者：彦根市長

記録の名称	部数 (冊数・枚数)
本事件に係る、関係者から提出された顛末書	7
本事件に係る法律相談の記録	6
本事件に係る入札不調時の対応協議の記録	1
本事件に係る事実の確認記録	11
平成 29 年 4 月 14 日一般競争入札の公告に関する決裁文書	1
本件の設計委託事業者から提出された設計図書	10
入札時に使用した金額入りの設計図書	1
本事件に係る平成 29 年 5 月 17 日第 1 回入札で提出された見積内訳書	1
本事件に係る彦根市と岐建株式会社滋賀支店との協議・交渉・面談の記録	10
平成 30 年 1 月 24 日以降の事案の経過の詳細について	1

* 本事件に係る市長ヒアリングの記録については、不存在のため提出なし

提出者：岐建株式会社滋賀支店長

記録の名称	部数 (冊数・枚数)
本事件に係る平成 29 年 5 月 17 日第 1 回入札の金額入りの設計図書	6
本事件に係る彦根市と岐建株式会社滋賀支店との協議・交渉・面談の記録	1

5 証人尋問

日時・場所	証人・証言を求める事項
第 3 回委員会 平成 30 年 5 月 22 日 午前 10 時 10 分 ～午前 11 時 46 分 場所：彦根勤労福祉会館 4 階大ホール	山本 茂春 (前都市建設部長) 証人 ○証言を求める事項 (1) 随意契約に至った経緯について (2) 地方自治法施行令違反の認識について (3) 岐建株式会社滋賀支店との差額を埋める協議について (4) 岐建株式会社滋賀支店との合意内容について (5) 差額分 9 億 3800 万円を埋める仕様変更にかかる関係部署・担当者の共通認識について
第 3 回委員会	岐建株式会社滋賀支店 常務取締役支店長 小菅 政広 証人

平成 30 年 5 月 22 日 午後 1 時 34 分 ～午後 2 時 51 分 場所：彦根勤労福祉会館 4 階大ホール	○証言を求める事項 (1) 入札不調から随意契約締結までの彦根市との交渉経過について (2) 彦根市と合意した契約内容について
第 3 回委員会 平成 30 年 5 月 22 日 午後 3 時 4 分 ～午後 5 時 18 分 場所：彦根勤労福祉会館 4 階大ホール	川嶋 恒紹(前副市長) 証人 ○証言を求める事項 (1) 随意契約に至った経緯について (2) 地方自治法施行令違反に至った経緯について (3) 副市長としての職務と指揮命令、管理監督に関する事項について
第 4 回委員会 平成 30 年 5 月 23 日 午後 3 時 6 分 ～午後 4 時 47 分 場所：彦根勤労福祉会館 4 階大ホール	彦根市長 大久保 貴 証人 ○証言を求める事項 (1) 地方自治法施行令違反に至った経緯について (2) 随意契約に至った経緯について

Ⅲ 調査結果

1 調査結果の概要

調査事項の(1)市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約にかかる地方自治法施行令違反について(以下「地方自治法施行令違反」という。)、(2)市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約に関する疑惑について(以下「疑惑」という。)を調査するために、彦根市長および岐建株式会社滋賀支店長に対して記録の提出を求め、疑問点を整理した。その結果、平成 29 年 5 月 17 日の 1 回目の入札不調から同年 5 月 29 日の仮契約が結ばれるまでの間、関係者の協議が進められる過程において、彦根市の担当者と工事請負業者である岐建株式会社滋賀支店(以下「岐建」という。)の担当者との間で、工事の一部取りやめや別途工事とするなどの合意がなされていたことが明らかになったため、その経過を明確にするために関係者からの証言を求めることにした。

証人尋問では、地方自治法施行令違反の認識に関する証言はあったものの、地方自治法施行令違反につながる行為を牽引した人物を断定する証言はなく、組織的に計画を企てたという事実は明らかにされなかった。また、疑惑については、それを特定する事実はなかった。

2 証言内容について

地方自治法施行令第167条の2第2項(前項第8号の規定〔競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。〕により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。)の違反について、関係者から証人尋問を行ったので、以下主な証言内容を記載する。

なお、尋問では、当初から別途発注予定であった立体駐車場、駐輪場、植栽といった工事を除外した、本体である旧庁舎耐震化工事および新庁舎増築工事のことを「本件工事」としている。

(1) 組織的な役割と意思決定に関して

本件工事の方針に関わる事項について、関係者に尋問を行った。

山本前都市建設部長は、どこまでのメンバーで協議、決定することになっていたのかについては、5月19日に川嶋前副市長、馬場企画振興部長、犬井総務部長と自分の4人の協議の場で決まったと記憶していると証言した。

川嶋前副市長は、本件工事の最終決裁権者は市長であり、地方自治法に基づく副市長としての役割の範囲内で対応するという認識であり、本件工事だけに限り決定責任を与えられたという認識はないと証言した。

大久保市長は、川嶋前副市長への権限の付与について、工事の細かなところまで決裁権限を明示していなかったが、工事担当と庁舎整備担当ということになっていたと証言した。

また、関係部署や関係者による意思疎通の場や綿密な情報共有が図られていたのかについて、山本前都市建設部長、川嶋前副市長、大久保市長らに証言を求めたところ、断片的かつ抽象的な情報のやり取りが関係職員間で行われたものの、入札が不調になった時点や随意契約に移行する時点において、関係者が一同に会して情報を共有する機会はなかったことが明らかになった。

(2) 予定価格と入札額の開きに関して

予定価格と入札額に約9億円もの開きがあった要因について、山本前都市建設部長は、主要材料となる鉄骨の価格、人件費の高騰が影響していると証言した。

一方で川嶋前副市長は、担当職員からは「制震工法の工事設計が岐建の見積もりと大幅に違ったことが要因」という説明を受けた。しかし、平成29年5月19日付の「本庁舎耐震工事に係る再入札について」という資料には、「特に大きな開きがあったのは使用材料の単価であった。」と記されており、市の設計自体がどうであったのか今でも疑問を持っていると証言した。

また、岐建の小菅支店長は、精一杯がんばって38億7,700万円の見積書を提出した

と証言した。

(3) 平成 29 年 5 月 12 日の庁舎耐震化推進室と建築住宅課の協議に関して

平成 29 年 5 月 12 日に庁舎耐震化推進室と建築住宅課で入札不調の場合の対応が協議されており、この協議の目的について山本前都市建設部長は、自分としては契約にたどりつけると認識していたが、各企業の営業の中で落札に至るのは、危ない、厳しいという話をちょこちょこ聞いたので再入札について協議したと証言した。協議内容は、入札不調の場合の対応として、サイン工事を取りやめる、備品も別途工事とする、外構(舗装)工事を抜くという内容であったと証言した。

(4) 入札不調となった平成 29 年 5 月 17 日の見積書提出に関して

山本前都市建設部長は、入札不調となった平成 29 年 5 月 17 日に、2 社に話をしてくれという契約監理室からの依頼で、随意契約に向けた交渉相手を選定するべく、岐建と株式会社鴻池組京都支店に対して見積書を提出するように指示したと証言した。また、見積額の低い業者と交渉を進めることを川嶋前副市長に報告し了解を得たとも証言した。この時点で入札額と予定価格の差を埋めるのは無理かなという思いもあったと証言しており、なぜ見積もり合わせの指示をする前に関係部署が集まって方針を協議しなかったのかについては、これまでから他の工事においても全て工事担当課にまかすといわれており工事担当課でやっていくべきとの認識でいたと証言した。

一方で川嶋前副市長は、入札が不調になったと聞いたのは平成 29 年 5 月 18 日ではなかったかと記憶していると証言し、「随意契約の相手を決めるために見積もり合わせを行う」と聞いたのか「随意契約の交渉を進めていく」と聞いたのかはっきり記憶していないと証言した。

(5) 平成 29 年 5 月 18 日の岐建との交渉に関して

小菅支店長は、平成 29 年 5 月 18 日 16 時ごろに、山本前都市建設部長から「岐建を交渉相手にすることに決まったが、差額が大きいので協議したい」との連絡を受けたと証言した。また、これまでに 200 万円、300 万円という額は企業努力の範囲で一生懸命させていただき、随意契約という形に持ち込んだ案件はあると証言する一方で、今回は大きい金額であり、企業努力でできるものではないので無理だということを、山本前都市建設部長、鈴木建築住宅課長、北河建築住宅課副主幹がおみえの時に話をしたと証言した。さらに、小菅支店長は大型案件の見積もりは本社でやっていただいているため、すぐに本社に連絡をとって、翌 19 日の 10 時ということで設定してもらったと証言した。

(6) 平成 29 年 5 月 19 日の岐建との交渉に関して

山本前都市建設部長は、平成 29 年 5 月 19 日の岐建との交渉は午前中に行われたと証言した。工事を取りやめることについてはお互いの話し合いの中で出されたものであり、外構工事、備品工事、空調工事の取りやめは岐建からの提案であったと記憶していると証言した。また、そのことを 19 日に川嶋前副市長、馬場企画振興部長、犬井総務部長の前で話をしたと証言した。

小菅支店長は、「日程があるので何とか契約にこぎつける必要がある」、「外構工事等を別途とするように」、「その他の減額案も示すように」など市からの指示があったと証言している。一方で、「差額を埋めるためには、工事を一部別途とするほかない」という話は双方協議の上で出された話であったと証言した。

また、備品や大きく金額の下がる場所を探してというようなことで話を進めたと証言しており、旧庁舎の内装工事も全部やめるという提案をしたとも証言した。本社の方も出ていただき一生懸命精査したが、それでも 6,000 万円くらい足りず、山本前都市建設部長から V E (目的物の性能や機能を低下させずに、別の方法や手段を提案してコストダウン〔維持管理を含む〕を図ったり、総合的な価値を上げることを目的とする手法) になり変更なりお金を作って考えていくということで 6,000 万円を計上したと証言した。制震工法の同等品への変更については、市の仕様書はトグルの工法が書かれていたが、私どもはアドバンスを提案したと証言した。最終的にはトグルが採用された。

(7) 平成 29 年 5 月 19 日の市職員による協議に関して

山本前都市建設部長は、川嶋前副市長、馬場企画振興部長、犬井総務部長と自分の 4 人で 1 時間あまり協議したと証言した。この協議において、「本庁舎耐震化工事にかかる再入札について」と題する書面を出して、その内容について協議したと証言した。

また、提出された記録で川嶋前副市長が「山本前都市建設部長から契約自体は当初仕様を前提としているものであるとの説明を受けたことから、除外したことの説明は果たせると感じた」と述べていることに関して、山本前都市建設部長は、言った記憶がないと証言した。また、日がないので早く進めてくれという願いがあったと記憶していると証言した。

川嶋前副市長は、この日の協議で資料は何も出されていないと証言した。証人尋問時に見た事実経過が記載された資料について、これが私の発案、指示で作成したような書き方であるが作為的な意図を感じるものであり、違和感があるとも証言した。また、外構工事、備品工事、空調工事を抜くという指示はしていないが、そのような内容については確認し了承したことに間違いないと証言した。さらに、地方自治法施行令違反は知らなかったものの、外構工事を別途対応することに懸念を持ったと証言しているが、山本前都市建設部長から当初の仕様を変更するものではないという説明を受けていたことと、市が行った設計を信頼しきっていたこと、仮庁舎となるアル・プラザ彦根の借用

期限が決まっていたことが頭にあり、今となっては矛盾する話であるがその当時は、随意契約の交渉を進めることに軸足を置いてしまったと証言した。

(8) 平成 29 年 5 月 20 日の岐建との交渉に関して

山本前都市建設部長は、平成 29 年 5 月 20 日の午前と午後にわたって、岐建、水原建築設計事務所、鈴木建築住宅課長、北河建築住宅課副主幹と自分で交渉したと証言した。工事を取りやめとしたものは、工事を進める中で内容変更と仕様変更等々があり得る項目であったと証言した。また、記録で小菅支店長が「合意内容は他言しないようにといわれた」と言っていることについては、交渉の中で出たかもしれないがはっきり記憶にないと証言した。

小菅支店長は、この日の交渉では岐建から 36 項目ほど提案したうち、3 項目ほど却下された項目があった。落としきれなかった 6,000 万円等があったが、これで努力してみようということで合意したという認識であったと証言した。

(9) 平成 29 年 5 月 22 日の市職員による協議に関して

この協議において、岐建から提出されている 9 億 4,200 万円の減額案が示された書類を示さなかった理由について山本前都市建設部長は、9 億円の減額案は示して話をしたと記憶していると証言した。また「別途工事としたもの」「工事を取りやめにしたもの」「仕様を変更したもの」「その他」の内容は全部説明したと記憶していると証言した。

川嶋前副市長は、資料は出されなかったと証言した。外構工事、備品工事、空調工事は別途対応するという話は出ていたと記憶している。制震工法で制震材料のメーカーの変更で減額が見込めるとの説明があったと証言した。

(10) 地方自治法施行令違反の認識に関して

山本前都市建設部長は、一部工事を取りやめることについては、地方自治法施行令違反となる可能性が高いと感じていたと証言した。

小菅支店長は、地方自治法施行令という法令を知らなかったと証言しており、地方自治法施行令を知っていたら、社長からコンプライアンスや法令遵守を言われていたので、そういうことはしなかったと証言した。

川嶋前副市長は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の規定について知っていたが、第 2 項の規定については把握していなかったと証言した。また、第 2 項を知ったのは秋に山本前都市建設部長と 2 人で会話する中で初めて確認したと証言した。

大久保市長は、9 月の後半に川嶋前副市長から本件工事で大きな問題が起きていると話を受け、法律相談の結果を聞いたのが 10 月半ばでありその時に地方自治法施行令違反の可能性が高いということが伝えられたと証言した。

(11) その他の証言に関して

小菅支店長は、市との交渉の中で「信用してくれ」というようなこと、「岐建には一切迷惑をかけない」ということを再三、私どもに言われたと証言した。彦根市でお世話になっていることもあり信用を持っていたという認識をしており、それだけお願いされたら信用して受けたとも証言している。

3 調査で明らかになったこと

市長から提出された記録や関係者の証言から、地方自治法施行令違反の可能性が高いと認識していた職員がいたにもかかわらず、そのことを共有する機会もなく、市長への報告などもないままに交渉が進められた。その結果、市の担当者と岐建の担当者との間で、地方自治法施行令に抵触する内容の交渉が行われた。

なお、疑惑については、その事実については見当たらなかった。以下、明らかになったことについて記載する。

(1) 地方自治法施行令違反の可能性が高いという認識を一部の職員が知っていたにもかかわらず、随意契約の成立に向けて交渉が進んでいった。その背景にあったものは次のようなものである。

- ① 入札不調から仮契約が締結されるまでの間、関係者が一同に会して情報を共有する機会が一度もなく、一部の職員だけで断片的かつ抽象的な情報のやり取りに終始した。
- ② 仮庁舎の借用期間に影響することから、早く工事を進めなければならないという意識が働いた。
- ③ 再入札については、この時期を逃すと工期が遅れる、また対外的な説明もできないと判断して断念した。
- ④ 予定価格は市の工事担当課の設計に基づき積算された金額であり、市長はじめ関係職員の誰もがそれを疑わなかった。
- ⑤ 工事請負業者との交渉は、全て工事担当課が責任をもって行うという慣例があり、本件工事においてもそのことが踏襲され、工事担当課に全てをまかせきっていた。

(2) 予定価格と見積額の差額 9 億 3,800 万円もの開きを埋めることは、難しいのではないかと認識を複数の市職員が感じていたが、誰も随意契約への交渉を止めることをしなかった。

(3) 随意契約の交渉を進めるタイミングで、地方自治法施行令違反を理解していたのは山本前都市建設部長だけであった。

- (4) 随意契約の交渉内容が逐次市長に報告されていなかった。
- (5) 9億4,200万円の減額理由について口頭による説明だけで、誰も具体的な資料提示を求めることをしなかった。
- (6) 交渉を継続して都度調整をしながら工事を進めるという極めて曖昧な工事の進め方に誰も疑義を唱えなかった。
- (7) 議事録や報告書などを作成せず、市長に何も報告がされていない実態が明らかになった。

4 調査項目に関わる問題点について

- (1) 市長、副市長を頂点として、本件における関係部署としては、総務部、企画振興部、都市建設部などがあったわけであるが、庁舎耐震化工事という重大事業につき、どこが中心となって、どこまでの合議体によって事業遂行をしていくのか、任務分担はどのようにするかといった、事業遂行に向けた全体のマネジメント体制が確立されていなかった。
- (2) 全体のマネジメント体制が確立されていなかった結果、責任の所在が不明確になり、本来必要と思われる関係部署が協議へ参加を求められなかったり、参加した関係部署も関わり方において不十分であったり、傍観者のような関わりとなって、関係部署間でのチェック機能が働かなかった。
- (3) 協議が行われても、具体的資料がないままに、断片的・抽象的な情報のやりとりを終始していたことから、結局のところ都市建設部に一任するような形となっていた。
- (4) 市長への報告、連絡も徹底されておらず、また市長から関係部署への状況確認も逐一なされなかったことからガバナンス機能も働かなかった。
- (5) 特に、本件では予定価格と入札額に大きな開きが生じた異例の入札不調という状況となって、再入札か随意契約かの重要な選択が求められる局面となっていたことから、より強度なコンプライアンスのチェックが意識されるべきところであったにもかかわらず、関係者の中でかかる意識を持った者がいなかったことは重大な問題である。
- (6) 関係部署間の協議について議事録が作成されていなかった。

IV 委員会からの意見・提言

- 1 前項における調査結果および調査で明らかになったことを踏まえ、今後の各工事や事業が円滑に執行されることを望むとともに、市民が信頼できる市政を取り戻すために、委員会として次のとおり提言する。

- (1) 工事担当部署をはじめ庁内全体にコンプライアンス意識を醸成し、平成 30 年 7 月に定められた「彦根市コンプライアンス推進規定」、「彦根市職員等の内部通報に関する要綱」が実効性のあるものとして運用をすること。

工事担当部署をはじめ、庁内全体にコンプライアンスに対する意識が希薄であり、その醸成を図る施策を推進するなど、公務遂行の適法性をチェックする体制を立て直す必要がある。

- (2) 契約監理室の機能を強化し、契約にかかる事務のルール化や、契約に関し透明性を確保することなど、適正な事務の執行に取り組むこと。

- (3) 執行部の連携体制を強化し、業務が有効かつ効率的に執行できるよう、内部統制の確立を図ること。

証人尋問における証言に差異が生じていたことは執行部の連携体制に不安を感じる場所である。特に、本件のような方針変換を伴う局面での公務遂行については、通常より強度のチェックが必要である。

- (4) 市長のガバナンス機能を強化し、安定した市政運営に取り組むこと。

本件のような重大事業の遂行については、以下のような改善策が必要である。

- ① 関係部署の責任の所在や事業運営への関わり方を明確にして、事業遂行に向けたマネジメント体制を確立すること。
- ② 関係部署間、市長、副市長との逐一の具体的情報共有を図る体制を確立すること。
- ③ コンプライアンスのチェックという観点からの関係部署による協議体制を確立すること。
- ④ 関係部署の協議については議事録を作成すること。

V 委員会としての反省点

この調査にあたっては、各関係者から個別に提出された顛末書等によりまとめられ、市長から議会に提出された「事案の経過」という資料をもとに調査を進めたが、証人尋問で

はその内容に関して異論や齟齬があった。

調査の終盤になって、その作成過程においては、当時一般職職員分限懲戒審査委員会をとりまとめた委員長であり副市長でもあった者の指示のもと、内容が修正されたという市側からの答弁があった。

このことが、本委員会の 2 つの調査項目の調査結果に直接影響を与えるものではないが、地方自治法第 100 条に基づく調査特別委員会に当たり、提出された資料の信憑性について、先に調査し、慎重に精査することで、調査結果に直接影響しない事項に対する疑念も解消しつつ、市民に対してより明瞭な形で委員会を進めることができたのではないかと考える。

VI その他

1 各委員から出された意見等

調査中に各委員から出された意見等の抜粋を以下のとおり記載する。

- (1) 大久保市長は川嶋前副市長や関係部署との間において、協議、報告、連絡、相談、指示などがされておらず、無責任で最終決裁権者としてふさわしくない。
- (2) 大久保市長の任命責任、管理監督責任については大いに問題がある。
- (3) 記録や証言から、大久保市長が直接的に業者と接触したり、金品のやり取り等の違法な事実は確認できなかった。
- (4) 大久保市長の証言については、内容が十分でなく、市長としての責任感がなかったと言わざるを得ない。
- (5) 大久保市長に直接的な責任はないと考えるが、決裁権者としての責任は非常に重大である。
- (6) 山本前都市建設部長は工事請負契約の仕様変更に関しては法令違反だと誰よりも先に認識していた可能性がある。違法と知りながら契約交渉を続けたのならば問題がある。
- (7) 岐建との交渉は、市の主導で行われたと思慮できるが、岐建としても本社等でこのような交渉内容に疑問を持ったり、顧問弁護士への相談を行うなど対応策をとるべきであったと思われる。

- (8) 職員が自由に自分の意見を主張する職場環境が全くなく閉鎖的であることが明らかになった点は大きな課題である。
- (9) 直接の担当部長は早い段階から違反になる可能性が高いとの認識も持っていたにもかかわらず、全く情報の共有や、認識の共有が不十分であり、組織内でのチェック機能が働いていなかった。コンプライアンスの徹底が必要であり、特に大型事業については、組織の中で関係する部署間での情報共有や認識の共有、各所、各段階でのチェック機能の強化が必要と判ぜられる。
- (10) 契約監理室は、今までの経験からして随意契約に移行するにあたっての条件は、当然熟知しているにもかかわらず助言できていなかった。
- (11) 大久保市長はほとんど部下の報告がないにもかかわらず、報告を逐次求めなかった点は否めない。
- (12) コンプライアンスを遵守できる体制づくりを早期に立ち上げること。
- (13) 全体的に見て行政全体に関わる大事業に対するマネジメント体制が整っていない。
- (14) 自由に意見を述べ、市民の大切な税金が適切に執行される責任が職員にすみずみまで行きわたる職場づくりがされていたのか疑問。

2 調査経費

739,669 円

3 傍聴者数

第1回委員会

一般傍聴者：9人 報道機関：12人

第2回委員会

一般傍聴者：12人 報道機関：10人

第3回委員会

一般傍聴者：午前30人、午後40人 報道機関：13人

第4回委員会

一般傍聴者：25人 報道機関：15人

第5回委員会

一般傍聴者：13人 報道機関：7人

第6回委員会

一般傍聴者：7人 報道機関：8人

4 添付資料

資料① 市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員会運営要領

資料② 市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員会に係る記録の取扱いについて

資料③ 記録提出請求書

資料④ 証人出頭請求書

資料⑤ 『庁舎耐震化整備事業(庁舎耐震補強・増築・改修工事)』に係る事案の経過(修正版)

資料⑥ 本庁舎耐震工事に係る再入札について

資料⑦ 市庁舎耐震補強・増築・改修工事において、岐建(株)滋賀支店との交渉で、当初の設計内容から除いたもの

市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する
調査特別委員会運営要領

平成 30 年(2018 年)4 月 9 日

1 調査事項

- (1) 市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約にかかる地方自治法施行令違反について
- (2) 市庁舎耐震補強・増築・改修工事の工事請負契約に関する疑惑について

2 調査権限

地方自治法第 100 条第 1 項および同法第 98 条第 1 項の権限

3 調査期限

市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員会(以下「委員会」という。)は、調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、平成 30 年度(2018 年度)においては、100 万円以内とする。

5 委員会の基本的な運営

- (1) 委員会の会議は原則公開とするが、公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき、個人のプライバシーにかかわるとき等は秘密会にする。
- (2) 市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査特別委員(以下「委員」という。)は、秘密会の情報は漏洩しない。
- (3) 委員は、証人尋問や調査の対象者との個人的接触は控える。
- (4) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

6 傍聴

- (1) 傍聴の定員は、委員会の都度、委員長が決定する。
- (2) 資料の配布については委員長が決定する。
- (3) 委員外議員は秘密会も傍聴できるものとする。ただし、秘密会で知り得た情報は漏洩しない。
- (4) 撮影・録音は報道機関のみとする。ただし、撮影は委員長が指定した場所から行うものとする。
- (5) 証人尋問が行われる場合は、報道機関の撮影・録音は証人の宣誓までとする。
- (6) その他彦根市議会委員会傍聴規程によるものとする。

7 委員会の開催場所

- (1) 委員長が決定する。
- (2) 証人尋問を行う場合は、証人の控室を用意する。

8 記録および資料の提出

- (1) 記録および資料の提出は委員会で決定し、議長へ要求する。
- (2) 議長は委員会から要求を受けた場合は、原則として提出期限の1週間前までに通知する。
- (3) 提出された記録および資料の取り扱いは、提出者の意見を聞いた上で、委員会で協議する。

9 証人の出頭

- (1) 証人の出頭は委員会で決定し、議長へ証人出頭要求書を提出する。
- (2) 議長は証人に対して原則として証人喚問の1週間前までに通知する。
- (3) 証人が補佐人の同伴を希望する場合は、補佐人同伴願を提出するものとし、委員長の許可を得るものとする。ただし、補佐人は証人1人につき1人とし、補佐人は委員会において発言できない。

10 証人の尋問

- (1) 委員会における証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な結論を得るための手段であるため、各委員は証人の人権の尊重および環境に配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。
- (2) 尋問の内容については、事前に委員会で協議する。
- (3) 証人が宣誓の際、出席している全員が起立する。
- (4) 尋問は、委員長（主尋問者）がまず総括尋問を行い、その後、他の委員が補足の尋問をすることができる。
- (5) 尋問の時間は、1回につき90分以内とする。ただし、必要に応じて、委員会の決定によりこれを延長することができる。
- (6) 証人は、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則できない。
- (7) 証人は、証人の補佐人に相談したいときは、委員長の許可を必要とする。補佐人の助言は口頭による助言を原則とする。また、補佐人の席は、証人の後方の席とする。
- (8) 委員は、民事訴訟法の尋問に関する事項を了知する。

11 弁護士

- (1) 法律相談、証人尋問対策等の指導、告発状の作成およびその他資料作成指導について弁護士に依頼する。
- (2) 本要領11(1)により依頼を受けた弁護士は、委員会への出席を認めるものとする。

12 参考人の招致

委員会においては、必要に応じ地方自治法第115条の2第2項に基づく参考人制度を活用する。

13 その他

- (1) この運営要領に定めのないことについては、委員会で協議し決定する。
- (2) この運営要領は、委員会の審査終結に伴い廃止する。

市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する
調査特別委員会に係る記録の取扱いについて

平成 30 年 4 月 18 日決定

第 1 記録の受領および返還について

- ・記録の提出があった際に提出者に対して預かり証を交付する。
- ・記録を返還する際には、提出者から受取証を受領する。

第 2 記録の閲覧について

1 閲覧資格

- ・彦根市議会議員(調査特別委員会の委員および委員外の議員)
- ・調査特別委員会の顧問弁護士
- ・議会事務局職員(以下「職員」という。)

2 閲覧手続

- ・記録の出庫・返納の際には記録閲覧簿に記入し、その都度職員が確認を行う。ただし、職員が閲覧をする場合は、閲覧する職員以外の職員が確認を行うこととする。

3 閲覧方法

- ・閲覧の際にメモをとることはできるが、記録の複写、写真撮影および動画撮影をすることはできない。
- ・定められた閲覧場所以外に記録を持ち出してはならない。

4 閲覧場所

(1) 基本的な閲覧場所

- ・原則議長室にて閲覧する。

(2) その他の閲覧場所

- ・協議会のときは、議会会議室で閲覧することができる。
- ・その他議長の指定した場所で閲覧することができる。

5 閲覧時間

- ・原則として職員の執務時間(平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで)内とする。

6 閲覧における遵守事項

議員は閲覧に当たり以下の事項を厳守しなければならない。

- ・記録情報を外部に漏洩してはならない。
- ・記録情報を調査特別委員会の調査以外の目的に使用してはならない。
- ・記録が滅失、損傷、散逸等することのないように取扱う。

7 その他

閲覧のルールに違反して生じた問題等については、違反した者がその責を負う。

第3 記録の保管について

1 保管設備

- ・記録は議長室のロッカー等の保管設備に施錠して保管する。
- ・提出者ごとの記録を混合しないよう、それぞれ区分して保管する。
- ・保管設備の鍵は、議会事務局の金庫に保管する。

2 記録の整理

- ・提出された各記録に記録番号を付番し、記録提出簿で管理する。
- ・提出者に返還した記録は備考欄に返還済みである旨を記載する。

第4 その他

本取扱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

議 第 70 号
平成 30 年(2018 年)4 月 9 日

彦根市長 大久保 貴 様

彦根市議会

議長 八木 嘉之

記録提出請求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったから、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により提出されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第 100 条第 3 項の規定により 6 箇月以下の禁錮又は 10 万円以下の罰金に処せられることがありますので念のために申し添えます。

記

1 事件

市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査

2 提出を求める記録

- (1) 本事件に係る、関係者から提出された顛末書
- (2) 本事件に係る市長ヒアリングの記録
- (3) 本事件に係る法律相談の記録
- (4) 本事件に係る入札不調時の対応協議の記録
- (5) 本事件に係る事実の確認記録
- (6) 平成 29 年 4 月 14 日一般競争入札の公告に関する決裁文書
- (7) 本件の設計委託事業者から提出された設計図書
- (8) 入札時に使用した金額入りの設計図書
- (9) 本事件に係る平成 29 年 5 月 17 日第 1 回入札で提出された見積内訳書
- (10) 本事件に係る彦根市と岐建株式会社滋賀支店との協議・交渉・面談の記録
- (11) 平成 30 年 1 月 24 日以降の事案の経過の詳細について

3 提出期限

平成 30 年 4 月 20 日

4 提出先

彦根市議会事務局

彦 議 第 7 0 号
平成 30 年 (2018 年) 4 月 9 日

岐建株式会社滋賀支店
常務取締役支店長 小菅政広 様

彦根市議会
議長 八木 嘉之

記録提出請求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったから、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により提出されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第 100 条第 3 項の規定により 6 箇月以下の禁錮又は 10 万円以下の罰金に処せられることがありますので念のために申し添えます。

記

1 事件

市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査

2 提出を求める記録

- (1) 本事件に係る平成 29 年 5 月 17 日第 1 回入札の金額入りの設計図書
- (2) 本事件に係る彦根市と岐建株式会社滋賀支店との協議・交渉・面談の記録

3 提出期限

平成 30 年 4 月 20 日

4 提出先

彦根市議会事務局

〈問い合わせ先〉

彦根市議会事務局 担当：中川・長尾
〒522-8501 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号
TEL：0749-30-6130 FAX：0749-22-0906
E-mail：gikai_bu@ma.city.hikone.shiga.jp

彦 議 第 254 号

平成 30 年 (2018 年) 5 月 14 日

山本 茂春 様

彦根市議会

議長 八木 嘉之

証人出頭請求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記によりあなたを証人として出頭を求めることになりましたので、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により出頭されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく出頭せずまたは証言を拒む場合は、地方自治法第 100 条第 3 項の規定により 6 箇月以下の禁錮または 10 万円以下の罰金に処せられることがありますので念のために申し添えます。

記

1 事件

市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査

2 証言を求める事項

- (1) 随意契約に至った経緯について
- (2) 地方自治法施行令違反の認識について
- (3) 岐建株式会社滋賀支店との差額を埋める協議について
- (4) 岐建株式会社滋賀支店との合意内容について
- (5) 差額分 9 億 3800 万円を埋める仕様変更にかかる関係部署・担当者の共通認識について

3 出頭すべき日時、場所

平成 30 年 5 月 22 日 (火) 午前 10 時

彦根勤労福祉会館 4 階 大ホール

彦 議 第 254 号

平成 30 年 (2018 年) 5 月 14 日

岐建株式会社滋賀支店

常務取締役支店長 小菅 政広 様

彦根市議会

議長 八木 嘉之

証人出頭請求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記によりあなたを証人として出頭を求めることになりましたので、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により出頭されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく出頭せずまたは証言を拒む場合は、地方自治法第 100 条第 3 項の規定により 6 箇月以下の禁錮または 10 万円以下の罰金に処せられることがありますので念のために申し添えます。

記

1 事件

市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査

2 証言を求める事項

- (1) 入札不調から随意契約締結までの彦根市との交渉経過について
- (2) 彦根市と合意した契約内容について

3 出頭すべき日時、場所

平成 30 年 5 月 22 日 (火) 午後 1 時 30 分

彦根勤労福祉会館 4 階 大ホール

彦 議 第 254 号

平成 30 年 (2018 年) 5 月 14 日

川嶋 恒紹 様

彦根市議会

議長 八木 嘉之

証人出頭請求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記によりあなたを証人として出頭を求めることになりましたので、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により出頭されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく出頭せずまたは証言を拒む場合は、地方自治法第 100 条第 3 項の規定により 6 箇月以下の禁錮または 10 万円以下の罰金に処せられることがありますので念のために申し添えます。

記

1 事件

市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査

2 証言を求める事項

- (1) 随意契約に至った経緯について
- (2) 地方自治法施行令違反に至った経緯について
- (3) 副市長としての職務と指揮命令、管理監督に関する事項について

3 出頭すべき日時、場所

平成 30 年 5 月 22 日 (火) 午後 3 時

彦根勤労福祉会館 4 階 大ホール

議 第 254 号

平成30年(2018年)5月14日

彦根市長 大久保 貴 様

彦根市議会

議長 八木 嘉之

証人出頭請求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記によりあなたを証人として出頭を求めることになりましたので、地方自治法第100条第1項の規定により出頭されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく出頭せずまたは証言を拒む場合は、地方自治法第100条第3項の規定により6箇月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることがありますので念のために申し添えます。

記

1 事件

市庁舎耐震補強・増築・改修工事にかかる工事請負契約に関する調査

2 証言を求める事項

- (1) 地方自治法施行令違反に至った経緯について
- (2) 随意契約に至った経緯について

3 出頭すべき日時、場所

平成30年5月23日(水) 午後3時

彦根勤労福祉会館4階 大ホール

『庁舎耐震化整備事業（庁舎耐震補強・増築・改修工事）』に係る事案の経過

1. 事案の概要

本事案は、庁舎耐震補強・増築・改修工事の契約に際し、市と工事業者との間で、本契約以外に一部工事の取り止めや仕様の変更を取り決めていたことが発覚したもので、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める「随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。」旨の規定に違反したものである。

本事案については、事業の担当責任者である川嶋副市長の指示のもとに、一部の市職員がその遂行に関わったことが確認された。以下にその経緯を表す。

2. 入札執行までの経緯

□平成28年11月21日（月）

- ・市議会11月臨時会で、庁舎耐震補強・増築・改修工事費、同工事に係る監理委託業務費、立体駐車場建設工事費について債務負担行為補正予算等を市長が上程し、可決いただく。

□平成29年3月23日（木）

- ・市議会2月定例会で、市庁舎耐震補強・増築・改修工事費を含む平成29年度一般会計当初予算案を市長が上程し、可決いただく。

□平成29年4月25日（火）

- ・第12回本庁舎耐震化整備検討特別委員会が開催され、当該特別委員会の廃止が決定された。
- ・これ以降、特別委員会で議論され決定した計画案に沿い、市執行部が事業を具体的に推進することとなる。

・市執行部体制

決裁権者（任命権者）	大久保市長
担当副市長	川嶋副市長
担当部長	犬井総務部長
担当次長	廣瀬総務部次長
担当所属長	坂井庁舎耐震化推進室長
事務担当	林庁舎耐震化推進室主幹（公有財産管理課長） 平野庁舎耐震化推進室長補佐（公有財産管理課長補佐）
工事受託部長	山本都市建設部長
工事受託課長	鈴木庁舎耐震化推進室主幹（建築住宅課長）
工事担当	北河庁舎耐震化推進室副主幹（建築住宅課副主幹）

3. 工事請負契約に係る経緯

□平成29年4月14日（金）

- ・条件付き一般競争入札の公告（契約監理室執行）。

□平成29年5月12日（金）

- ・入札が不調になった場合の対応について、庁舎耐震化推進室と工事担当課（建築住宅課）が協議。

□平成29年5月17日（水）

- ・1回目の入札をしたが不調。(株)鴻池組京都支店（以下「鴻池組」という。）および岐建(株)滋賀支店（以下「岐建」という。）が41億円（以下「金額」は全て税抜とする。）の同額。
- ・2回目の入札をしたが不調。鴻池組の金額が岐建より4千万円下回った。
鴻池組 3,980,000,000円
岐 建 4,020,000,000円
- ・不調に終わったため、本件を地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約に切り替える方針を立て、契約監理室が鴻池組および岐建の二者に対し、翌18日午後5時までに見積書を提出するよう求めた。

□平成29年5月18日（木）

- ・随意契約について交渉する相手方を決定するため、鴻池組および岐建から見積書を提出してもらったところ、岐建の金額が100万円下回ったため、岐建を交渉相手とすることとなった。
鴻池組 3,878,000,000円
岐 建 3,877,000,000円

□平成29年5月19日（金）

- ・協議（川嶋副市長、企画振興部長、総務部長、都市建設部長）
通常的手段では、予定価格との差額を埋めるのは困難であり、不調に終わる可能性が高いので、再入札について協議。
- ・再入札となると、工期が大幅に伸びるなど説明が出来ないとの理由から、川嶋副市長が、外構・備品・空調の各工事を別途工事として取り止めて交渉にあたるよう都市建設部長に指示し、何らかの提案をするよう岐建に依頼した。
（注：当該指示は、川嶋副市長と都市建設部長のみによるやり取り）
- ・岐建としてはこのような大きな金額の交渉はしたことがなく不可能との返答をしたが、何が何でも契約にこぎつけなければならないという市側の話を聞いて、明日午後3時に再交渉することとなる。

□平成29年5月20日（土）

- ・上記指示に基づき、都市建設部が岐建の支店長と交渉。

- ・ 予定価格（29億3,900万円）と岐建の見積額（38億7,700万円）との差額を埋めるため、既存庁舎の改修工事、外構工事などの一部工事の取り止めや使用材料の変更などを採用し別途発注するという事で、岐建と合意に至る。

合意した額 2,935,000,000円
(取止め分他合計 942,000,000円)

□平成29年5月22日（月）

- ・ 都市建設部が、川嶋副市長と企画振興部長に交渉内容について報告し、川嶋副市長が上記内容で随意契約を締結することを決定した。

□平成29年5月23日（火）

- ・ 正副議長への議案（契約議決）提案説明を実施。

□平成29年5月24日（水）

- ・ 都市建設部長から、庁舎耐震化推進室に対して、工事内容等について一部別途となる旨を報告。

□平成29年5月25日（木）

- ・ 岐建との交渉により、別途工事となった「ガス空調」について、リースの可能性を模索すべく、庁舎耐震化推進室と工事担当課とで協議を行うが、結論には至らず。

□平成29年5月29日（月）

- ・ 岐建と仮契約締結 金3,169,800,000円（税込）。

□平成29年6月5日（月）

- ・ 市議会6月定例会開会。
- ・ 川嶋副市長が、市長に対し、外構工事は元々分離発注する予定であったと説明。
- ・ 契約上、仕様書や設計図面の変更はなかったので、契約書自体から工事内容の変更を知ることは不可能であった。

□平成29年6月12日（月）

- ・ 市議会6月定例会本会議で奥野議員が個人質問をされる。
総務部長が、入札時の差額については同等品の採用等により埋まったとの内容を工事担当課より聞き取り、答弁。

□平成29年6月16日（金）

- ・ 企画総務消防常任委員会開催。
市長、川嶋副市長、総務部長および庁舎耐震化推進室工事担当主幹が、入札時の差額については、同等品の採用等により埋まったとの内容と今後の追加工事は無い旨を答弁。

□平成29年6月22日（木）

- ・市議会定例会閉会。
- ・契約議決をいただき、これをもって岐建と本契約が締結される。
- ・議決後、庁舎耐震化推進室長および同主幹が、工事担当主幹および工事担当副主幹から、随意契約交渉時の内容について一部工事が別途工事となることなどの説明を受ける。

□平成29年6月23日（金）

- ・協議（総務部長、同次長、庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当主幹、工事担当副主幹）
前日の報告を受け、岐建との交渉経過や工事費用の概算内訳について
- ・業者との今後の協議にもよるとのこと、詳細な内容が判明せず、引き続き工事担当課にて精査し、報告するよう求める。
- ・総務部としては、「一部工事を取止めし、契約を締結したとは説明を受けていないので、全く知らない。」と伝えたと、工事担当課は、「都市建設部長より川嶋副市長もご存知だと聞いている。」とのこと。早急に、川嶋副市長に事実確認を行うこととなった。

□平成29年6月27日（火）

- ・協議（岐建、工事担当主幹、工事担当副主幹）。
岐建から、既存部分の改修などについて、どうするのか詳細が決まらなと下請業者の段取りが出来ないとの申し出があったが、別途予算を確保する方向で考えているのでもう暫く時間が欲しい旨を工事担当課より伝える。

□平成29年6月28日（水）

- ・協議（総務部長、同次長、庁舎耐震化推進室長、同主幹）。
工事担当課の報告内容について、詳細は不明ながら、一般論として法的に問題があるかどうかを庁舎耐震化推進室が調査することとなる。
- ・今後の進め方について、取止めした一部工事の全ての予算を確保することは難しいので、内容については精査する必要があるなどの協議を行う。
- ・既存庁舎改修工事の一部取止めしたことにより、既存庁舎がどのようなになるのかわかる図面と、業務の支障とならないことを前提に、必要最小限、既存庁舎を改修する場合の図面と金額を作成するよう総務部長より工事担当課に指示。

□平成29年6月29日（木）

- ・協議（岐建、工事担当主幹、工事担当副主幹）。
岐建から、別途工事扱いとしたものについて、追加予算として、この金額でやれと言う上限金額が決まらなと、どこまでの内容を施工するのか、検討するための見積りが出来ないとの申し出がある。
川嶋副市長からの言葉として、まず予算を確保する必要がある、簡単ではない。既存の改修内容も、精査して行きたいと工事担当課から岐建に伝える。

□平成29年7月5日（水）

- ・法律相談（庁舎耐震化推進室長、同主幹）。

顧問弁護士から、一般論として、入札に関わって仕様を変更することはできないが、入札の主旨を没却しない範囲の設計変更は認められるものもあり、具体的事例で判断する必要があるとの回答を得る。

- ・結果を庁舎耐震化推進室から川嶋副市長に報告。引き続き工事担当課に詳細な内容の報告を求めることとなる。
- ・工事担当課から、仕様変更内容等の詳細については、工事業業者や設計業者との協議や精査に2か月程度かかり、9月の工事着手後にも変動するので、時間がほしいとの返答がある。全貌を把握した後に適切な対処をする方針となる。

□平成29年7月19日（水）

- ・岐建より、(本工事における)市としての方針について、何時まで経っても返事がなく、工事担当課では埒が明かないので、それより上の者と話がしたいと支店長が言っているとの申し出があり、総務部長、同次長、庁舎耐震化推進室長、同主幹と工事担当課が協議を行うが、会っても話することがないことから、その旨を工事担当課より岐建に伝えたところ、「それならよい」との返事を得る。

□平成29年7月24日（月）

- ・協議（岐建：支店長、市：工事担当主幹・副主幹）。
近日中に、工事内容の摺合せをすることについて、次の点を確認する。
 - * 予算は、議決を得ないと確保出来ないのでは、簡単にはいかない。
 - * 追加の予算はないとしか言えないので、請負額の範囲内でやり繰りをする。
 - * さらに同等品提案で、少しでも既存庁舎の改修工事に充てたい。
 - * 掘削中に何か出てきた場合など、不測の事態の時は、協議をして対応する。
 - * 下請業者には、地元業者を優先して採用してほしい。

□平成29年8月下旬

- ・工事担当課が岐建との交渉内容の摺合せをする中で、既存庁舎の改修に係る一部工事の取止め内容について、認識のずれが判明する。

市・・・一部工事の取止めの中で、耐震補強工事および1階・4階・5階の一部の改修工事は実施する。

岐建・・・一部工事の取止めにより、耐震補強工事のみしか実施しない。

□平成29年9月15日（金）

- ・協議（総務部長、同次長、庁舎耐震化推進室長、同主幹）
総務部内で、引っ越しは無事終わったものの、工事契約における課題の詳細な把握と対応が急務であるとの共通認識を持つ。7月以降の工事担当課の精査によると、これまでの報告よりもさらに状況が悪くなり、現状では、既存庁舎の改修は殆ど着手できないと工事業業者が主張しているとのことを庁舎耐震化推進室から総務部長に報告。

□平成29年9月28日（木）

- ・庁舎耐震化推進室より川嶋副市長に既存庁舎の件について報告。
工事担当課と工事業者との協議では、現状では、既存庁舎の改修は殆ど着手できず、予定していたレイアウトも満たせないとのこと。
- ・庁舎耐震化推進室と川嶋副市長とが重大な問題であることを共通認識する。

□平成29年10月3日（火）

- ・市長が、庁舎耐震化推進室主幹を呼び出し、主幹から、「工事内容について、市と工事業者との間に大きなずれがあり、認識している仕様が異なっている模様。このままでは当初の仕様どおり完成しないと工事担当課から報告があった。詳細な内容の報告を求めているが、工事業者との協議に時間を要している。」との報告がなされた。
- ・市長から主幹に対し、今回の件について市顧問弁護士に、正式に法律相談をするよう指示があった。
- ・総務部長、同次長、庁舎耐震化推進室長、同主幹らが今後の対応を協議。
- ・川嶋副市長、都市建設部長、庁舎耐震化推進室主幹が市長の指示について協議。

□平成29年10月10日（火）

- ・協議（川嶋副市長、都市建設部長、総務部長、同次長、庁舎耐震化推進室長、同主幹、同工事担当主幹、同室長補佐、同工事担当副主幹）
工事担当主幹より、現時点での工事変更内容を報告。総務部として、変更内容の全体概要をはじめて具体的に把握する。
- ・10月13日に、川嶋副市長と庁舎耐震化推進室主幹が顧問弁護士のところに法律相談に伺うこととなる。

□平成29年10月13日（金）

- ・川嶋副市長、庁舎耐震化推進室主幹が顧問弁護士と相談（大阪）
一部工事を取りやめるなど仕様を変更した今回の事例は、自治法違反の可能性が高いことを弁護士より回答される。ただし、市から弁護士に対しまだ全貌を示すことができないため、今後も逐次相談することとなる。

□平成29年10月16日（月）

- ・協議（川嶋副市長、都市建設部長、庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当主幹、工事担当副主幹）
法律相談結果のまとめと、その市長への報告について協議。

□平成29年10月17日（火）

- ・川嶋副市長と庁舎耐震化推進室主幹より、法律相談結果を市長に報告。
市長から、自治法違反はあってはならないことで、今回の事例の詳細把握と、岐建との話し合いをするよう指示がある。

□平成29年10月23日（月）

- ・協議（市長、庁舎耐震化推進室長、工事担当主幹）

- ・市長から庁舎耐震化推進室長に対し、岐建との工事請負契約書を見たいとの連絡がある。市長が契約内容、仕様を確認し、対応を協議する方針を出されるも、変更したと考えられる仕様書類は添付されておらず、内容の詳細は把握できず。

□平成29年10月26日（木）

- ・協議（庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当主幹、工事担当副主幹）
- ・協議（川嶋副市長、庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当副主幹）
- ・協議（都市建設部長、庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当主幹、工事担当副主幹）

変更内容の詳細を早急に把握する必要がある、それぞれ協議を行うも、工事業者と工事担当課に認識のずれがあり、確定できず。今後の対応を相談。

□平成29年10月27日（金）

- ・協議（庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当主幹、工事担当副主幹）
- ・法律相談（庁舎耐震化推進室長、同主幹）

これまでの状況をまとめたうえで、今後の対応について相談。

□平成29年10月30日（月）

- ・協議（川嶋副市長、都市建設部長、総務部長、同次長、庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当主幹、工事担当副主幹）

工事担当課からの情報として、岐建としては、当初契約交渉時の内容と異なる要望を市側から出され困惑している模様との報告あり。直接的な話し合いは進まないため、設計・監理業者である㈱水原建築設計事務所を通じての対応を検討。

□平成29年11月1日（水）

- ・協議（市長、庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当主幹、工事担当副主幹）
- ・協議（川嶋副市長、総務部長、同次長、庁舎耐震化推進室長、同主幹）

これまでの経緯のまとめと㈱水原建築設計事務所を通じた交渉をすることを市長に伝達。

□平成29年11月7日（火）

- ・協議（総務部長、同次長、庁舎耐震化推進室長、同主幹）

工事担当課から、㈱水原建築設計事務所から岐建へ意向を照会されるので、その結果待ちとなったとの報告を受ける。

□平成29年11月8日（水）

- ・川嶋副市長、庁舎耐震化推進室主幹が顧問弁護士と再度法律相談（大阪）
本契約以外に口約束等があった場合の取り扱いについて相談。

□平成29年11月13日（月）

- ・協議（㈱水原建築設計事務所社長、同主幹、市長、庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当主幹、工事担当副主幹）

㈱水原建築設計事務所より岐建との協議結果について報告あり。

岐建としては、当初交渉時の約束どおり契約しており、一部工事は施工できないとのこと。岐建は市に対して不信感を持たれている様子である。

□平成29年11月14日（火）

- ・協議（川嶋副市長、総務部長、庁舎耐震化推進室長、工事担当副主幹等）
岐建、㈱水原建築設計事務所、市による三者協議に臨む方針を検討。

□平成29年11月21日（火）

- ・協議（川嶋副市長、庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当副主幹）
岐建、㈱水原建築設計事務所、市による三者協議に臨むにあたっての協議。

□平成29年11月22日（火）

- ・三者協議（岐建、㈱水原建築設計事務所、市（川嶋副市長以下市職員））
三者協議においても市と岐建の主張は相入れず。岐建からは今後の工事スケジュールや職人の確保、経費に影響するので早く方針を決定してほしいとの要望があり、川嶋副市長から、市としては新規予算を伴う約束は簡単にできないが、年内には何らかの合意をしたい旨の発言あり。

□平成29年12月22日（金）

- ・庁舎耐震化推進室による4回目の法律相談。
工事の今後の対応について相談。

□平成29年12月26日（火）

- ・協議（市長、川嶋副市長、総務部長、都市建設部長、庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当主幹）
- ・協議（川嶋副市長、庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当主幹、工事担当副主幹）
二回目の三者協議を実施するにあたり、それぞれ内容と対応を協議。

□平成29年12月27日（水）

- ・二回目の三者協議（岐建、㈱水原建築設計事務所、市（川嶋副市長以下））
協議において、岐建より市に対し、今後の工事の方針を早急に決定し、当初契約交渉時の約束を果たしてほしいと強く求められる。今後、工程管理や工事の準備に支障を来しかねないと危惧している様子。岐建側としては、これまでの市側の無理な要求（契約交渉時に取りやめた部分の履行）に不信が募ったとのこと。
川嶋副市長から、あくまで事業を遂行していくことが大前提であり、三者が協力して課題を解決できるよう求めるとともに、今後予算の獲得を目指して努力する旨の発言あり。

□平成30年01月04日（木）

- ・協議（川嶋副市長、総務部長、同次長、庁舎耐震化推進室長、同主幹、工事担当主幹、工事担当副主幹）
今後の対応について協議したが、適当な善後策は見つからない。

□平成30年01月09日（火）

- ・市長から総務部長と都市建設部長に、関係者から顛末書を提出するよう指示。
- ・庁舎耐震化推進室長より、平成29年12月27日に実施した三者協議の詳細な内容を市長に報告。

□平成30年01月11日（木）

- ・市長が、都市建設部長と庁舎耐震化推進室工事担当主幹を呼びだし、契約交渉時の文書等を提出するよう指示があり、平成29年5月19日付けの岐建からの提案書写しが市長に提出される。
- ・市長から指示のあった顛末書を各関係課が市長に提出。

□平成30年01月15日（月）

- ・収集した顛末書、提案書等を持ち、市長と総務部長が法律相談をする。（大阪）
- ・市長より今後の処分等に係る対応を山根副市長と人事課長に指示。

□平成30年01月17日（水）～

- ・人事課による関係者への聴き取りおよび「彦根市一般職職員分限懲戒審査委員会」の準備作業に入る。

□平成30年01月23日（火）

- ・市より正副議長に対し、今回の事案の概要を事前説明。

□平成30年01月24日（水）

- ・川嶋副市長辞職
- ・市議会全員協議会において、今回の事案の概要を説明。
- ・報道機関に対し、今回の事案の概要を発表。

2017年5月19日

本庁舎耐震工事に係る再入札について

○ 再入札とする理由

- 本工事については、29年5月17日に仮契約予定で条件付き一般競争入札として執行した結果、1回目で落札せず、見積もり合わせとして、2回の見積もり合わせを行った結果

応札金額 38億7,700万円（税込み 41億8,716万円）

設計金額 29億3,900万円（税込み 31億7,412万円）
（予 算 31億7,480万円）

差 額 9億3,800万円となった。

※参考

入札結果	1回目	2回目	3回目
岐建協滋賀支店	41億円	40億2,000万	38億7,700万円
（株）鴻池組京都支店	41億円	39億8,000万	38億7,800万円

- この結果を受け、5月19日（本日）、今回の工事内容の再確認と相手側（岐建協滋賀支店）の内訳書の確認をした結果、内訳の数量にも差はあったが、特に大きな開きがあったのは使用材料の単価であった。特に、既存庁舎の改修費用の差異（差額）が大きく、次に、増築庁舎の使用材料に差異（差額）が見られた。

この差異（差額）を埋めるには、一部工事（既存庁舎の改修工事、外構工事など）の取り止めと使用材料の変更が必要であると判断し、相手側と協議を進めたが、「昔と違って言葉だけでは納得できる金額ではない」とのことで、本日中の返事は難しいとなり、返事については明日（5月20日（土））の午後3時となった。

- 協議の感触から、この差異（差額）を埋めるにはかなり厳しい状況であると思えた。仮にOKの返事が返ってきても金額の確定までは難しく、近々での仮契約は困難と思えた。また、差額が大きいことから、協議による落札結果に外野（（株）鴻池組大阪支店？）から要らぬことを言われる可能性もあることから、本工事については一度、取り止めとし、工事内容と使用材料の見直しを行った上で、再入札とすることとし、7月下旬か8月上旬（8月については引越しもあり難しい？）の臨時議会での承認とする進め方も考えられる。

○ 再入札とした場合のスケジュール

- ・5月22日（月）～6月1日（木） 執行伺い、選定委員会などの事務手続き
- ・6月2日（金） 公告日
- ・7月3日（月）4日（火） 入札書提出日
- ・7月5日（水） 開札（落札決定）日 金額確定日
- ・7月14日（金） 仮契約日

上記のことから、7月下旬の臨時議会をお願いすることで、8月に事前準備（現地調査など）もでき、当初計画の9月着工が可能と考える。

市庁舎耐震補強・増築・改修工事において、岐建欄滋賀支店との交渉で、当初の設計内容から除いたもの

○別途工事としたもの

▲ 289,170,000

●外構工事

- ① 外構（舗装・囲障（いしょう）・排水・アプローチ・池・サイン・ベンチ・車止め等）
- ② 井戸
- ③ マンホールトイレ

●備品工事

- ④ 造作カウンター、家具類 (既存棟および増築棟)
- ⑤ 内部サイン (既存棟および増築棟)
- ⑥ 救助袋 (既存棟および増築棟)
- ⑦ 掲示板、ホワイトボード類 (既存棟および増築棟)
- ⑧ トップライト部分 日除け電動カーテン (増築棟)
- ⑨ 金庫扉 (既存棟)

●ガス空調工事

- ⑩ ガス空調 (増築棟)

○工事を取止めたもの

▲ 476,470,000

- ⑪ 1階執務室天井ルーバー (増築棟)
- ⑫ 2～5階の腰壁 羽目板張り (増築棟)
- ⑬ OAフロアー (既存棟)
- ⑭ 既設建物改修工事（耐震補強工事以外） (既存棟)
- ⑮ 昇降機リニューアル (既存棟)
- ⑯ 外壁の庇見付 幕板1 (増築棟)
- ⑰ 妻壁部分の庇見付 幕板1 (既存棟)
- ⑱ 最上部の軒裏化粧垂木 (増築棟)
- ⑲ スライディングウォール (既存棟)
- ⑳ パーティション (既存棟)

○仕様を変更したもの

▲ 71,520,000

- ㉑ 外部軒天（玄関庇） (増築棟)
- ㉒ 岩面吸音板（捨て張り工法） (増築棟)
- ㉓ 外壁 押出成型セメント板 (既存棟および増築棟)
- ㉔ OAフロアー (増築棟)
- ㉕ 外部 軟質FRP防水（最上階屋根） (増築棟)
- ㉖ 内部 床タイル、壁タイル (増築棟)
- ㉗ 外壁化粧梁 (増築棟)
- ㉘ 妻壁部分の縦格子 (既存棟)
- ㉙ 屋上緑化 (既存棟および増築棟)
- ㉚ 複層ガラス (既存棟および増築棟)
- ㉛ 屋上のウッドデッキ (増築棟)

○その他

▲ 104,840,000

- ㉜ 仮設事務所
- ㉝ 諸経費 5%
- ㉞ 今後の更なる仕様変更（諸経費含む）

合 計

▲ 942,000,000

